ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（廃棄物管理設備の操作）

**第三十一条**　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　廃棄物管理設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二　廃棄物管理設備の通常の操作（廃棄物管理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が廃棄物管理設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［略］

六　廃棄物管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。

七　廃棄物管理施設の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示すること。

八　廃棄物管理施設の管理に従事する者以外の者が廃棄物管理施設に立ち入る場合は、その廃棄物管理施設の管理に従事する者の指示に従わせること。

九　廃棄物は、その冷却について必要な措置を講ずること。

（事業所において行われる運搬）

**第三十二条**　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～九　略］

［２・３　略］

三　廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

２　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（廃棄物管理設備の操作）

**第三十一条**　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［号を加える。］

一　操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

三　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（事業所内の運搬）

**第三十二条**　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～九　同上］

［２・３　同上］